

玉村町障害者福祉センターのばらに係る指定管理者の指定について

次の者を指定管理者とする議案を令和6年12月議会定例会に上程し可決されたため、玉村町障害者福祉センターのばらの指定管理者として指定しました。

■ 指定管理者の指定

- ・指定管理者となる団体の名称

玉村町大字下新田602番地
社会福祉法人 玉村町社会福祉協議会

- ・指定年月日

令和 6年12月 2日

- ・指定の期間

令和 7年 4月 1日～令和10年 3月31日（3年間）

- ・指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 施設名称 玉村町障害者福祉センターのばら
(2) 所在地 玉村町大字福島965番地
(3) 敷地面積 1,012.98m²

■ 指定管理候補者の選定審査手順（議会上程前の審査）

1 募集概要

(1) 募集期間等

・募集要項の配付 令和 6年 7月22日（月）～8月 2日（金）
・説明会の開催 令和 6年 8月 5日（月）
・応募書類の受付 令和 6年 9月 4日（水）～9月11日（水）

(2) 応募団体数

・1団体

2 提案事項等の審査

(1) 審査日程

・第1回指定管理候補者選定委員会 令和 6年 9月24日（火）
・第2回指定管理候補者選定委員会 令和 6年 10月 7日（月）

(2) 審査の観点及び基準

応募者から提出された書類やプレゼンテーションをもとに、外部有識者を含む玉村町指定管理候補者選定委員会（委員7人）において審査を行い、指定管理候補者の選定を行いました。

審査は、次の選定基準ごとの審査結果に基づき提案内容を点数化し、その合計得点の結果を踏まえ、優先交渉権者として選定しました。

【選定基準】

選定基準		審査項目	配点
I	事業計画の内容が、町民の平等な使用を確保できるか。（指定手続条例第5条第1号）	・施設の設置目的 ・平等な利用を図るための具体的手法	10
II	事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に發揮させるものであるか。（指定手続条例第5条第2号）	・施設の管理運営の内容 ・サービスの向上を図るための具体的手法 ・町等の主催行事との連携	30
III	事業計画の内容が、管理に係る経費の節減が図られるものであるか。（指定手続条例第5条第2号）	・施設の管理運営に係る経費の内容	25
IV	事業計画に沿った管理運営を安定して行うために必要な人員及び財政的能力を有しているか。（指定手続条例第5条第3号）	・安定的な管理運営が可能となる人的能力 ・安定的な管理運営が可能となる経営的基盤 ・類似施設の管理運営実績	25
V	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項（指定手続条例第5条第4号）	・危機管理対策 ・情報管理	10
合 計 点 数			100

3 審査結果および選定理由

社会福祉法人玉村町社会福祉協議会は、これまでの実績から安定した管理運営が期待でき、また、提案内容についても実績が生かされた事業計画となっていた。審査における評価についても、募集要項で定めた最低基準点を超えており、優先交渉権者として選定された。